

# 基金情報

No. 135 平成25年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成24年度・主要事業概況

事 項	3月末数	対前月増減数	事 項	3月末数(累計)
事業所数(件)	222	0	年金掛金	調定額(円) 1,606,270,394
加入員数(人)	男子 4,243	-4		収納額(円) 1,598,884,632
	女子 2,123	8		収納率 99.54%
	計 6,366	4	事務費掛金調定額(円) 44,723,364	
平均標準給与月額(円)	男子 341,258	-190	資産運用	信託資産額(時価) 262億2,273万円
	女子 230,886	61		修正総合利回り 14.94%
	計 304,450	-222		ベンチマーク差 -1.65%
受給者数(人)	6,405	-6	慶弔金の支給件数・金額	59件94万円
平均年金額(円)	523,684	656	年金相談件数	856件

### 適用関係

平成25年4月1日からから  
【退職後継続再雇用される方の届出】が変更になりました

【変更前】 特別支給の老齢厚生年金の受け取る権利のある被保険者(加入員)が、退職後継続再雇用された場合、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出することにより、再雇用された月から再雇用後の給与で標準報酬月額を決定することができる。

【変更後】 「60歳以上の方」が、退職後継続再雇用された場合、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出することにより、再雇用された月から再雇用後の給与で標準報酬月額を決定することができます。

※ この改正により、今まで対象とならなかった「65歳以上の方」についても、同様の届出ができるようになりました。

### 届書と必要書類は今までとおり

再雇用の手続きには、下記の添付書類と「資格喪失届」「資格取得届」を同時にご提出ください。(喪失年月日と取得年月日が同日付であるかご確認ください)

- 定年年齢の記載のある就業規則または退職辞令の写しなど退職を確認できる書類
- 継続再雇用されたことが確認できる書類

※ この他に、「事業主の証明」でも構いません。事業主の証明は様式に指定はありませんが、退職日・再雇用日の記載があり事業主印が押印されているものをお願いします。

### 適用関係

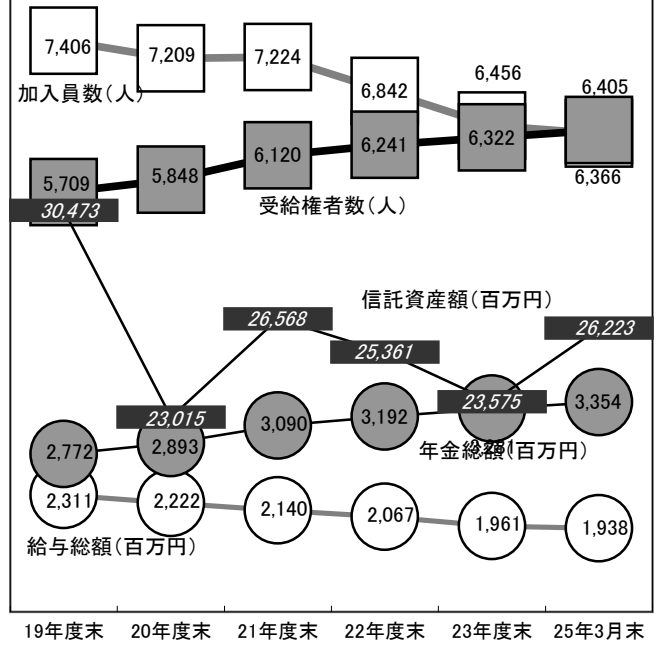
「月額変更届」～随時改定～

本年も算定基礎届をご提出いただく時期が近づいてまいりました。算定基礎届の提出にあたり、月額変更に該当される方がいないかご確認ください。該当されるときは、「月額変更届」をご提出ください。

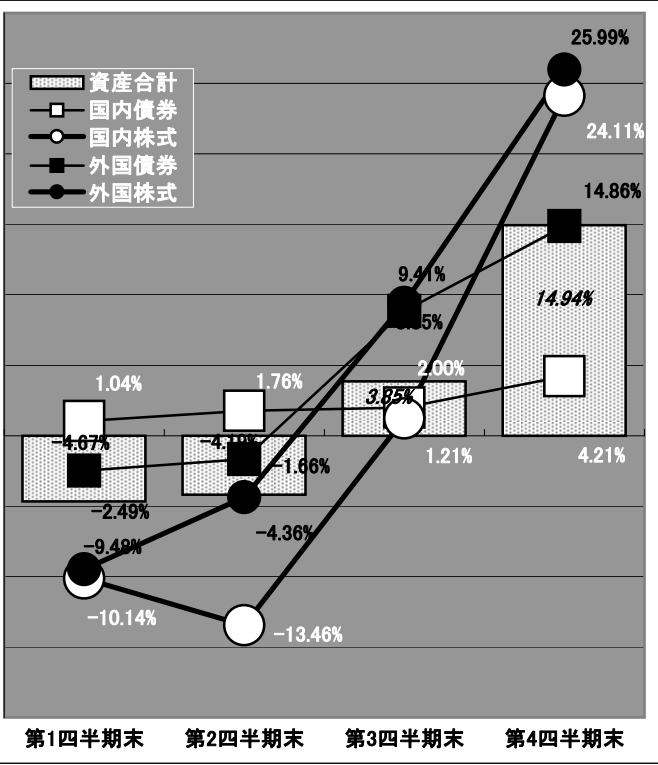
【月額変更の要件】

- 昇給降給などで固定的賃金に変動があった
- 変動月から3カ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき(ここでの報酬とは残業手当などの非固定的賃金を含む)
- 3カ月とも支払基礎日数が17日以上である

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



**【お願い】**  
 当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう  
 ご配慮の方お願いいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
 当「基金情報」をホームページに掲載しています  
 創刊号から直近号までご覧いただけます  
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	㈱ステンドライト	田中 達朗 氏	H25.3.19

**【慶弔金の種類】**  
 ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)  
 ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、  
 または加入期間3年以上の女子加入員が資格  
 喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)  
**【給付金額】**  
 ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円  
 ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円  
**【請求手続】**  
 事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は  
 当基金のホームページからダウンロードできます)  
**【権利の消滅】**  
 慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から  
 2年以内に行使しないときは消滅します  
**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

### 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡  
 が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給が  
 できないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実  
 に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更  
 があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知  
 らせ願います。  
 事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお  
 願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方  
 の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただい  
 ても結構です。)

### 年金相談についてお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきま  
 して、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただ  
 いております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合  
 せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

### 掛金は完納しましょう

**掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。**  
 毎月、月末に自動引き落としとなります。  
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単で  
 す。  
 ≪口座振替銀行≫  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、  
 りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫  
 このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、  
 他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信  
 金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合  
 (※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができ  
 ます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融  
 機関は除きます。  
 詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 4月分の掛金納入期限は、平成25年5月31日と  
 なりますので、ご協力お願いいたします。**

### 5月の予定

15日 告知書(4月分)発送  
 30日 自社打ち事業所宛:白紙の算定届等送付予定  
**※ 5月分の適用関係書類の〆切は6月6日です。**